

農業委員会だより



若年層と農業者のマッチング支援事業をはじめます

●事業の概要

農業者の減少と高齢化の進展が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、若年層と農業者のマッチング事業を始めます。

この事業は、農業や地域に関心が高い大学生・高校生等の若年層が、実際に農業経営者のもとで交流と就労体験を行い、地域経済を支える職業としての農業を体験することで、将来の就農への意欲を高めるきっかけづくりを創出することが目的です。

大学生・高校生等の若年層と農業者とのマッチングにあたっては、民間企業である「おてつたび[※]」が提供するサービスを活用します。

●受け入れていただける農業者を募集しています

大学生・高校生等の若年層に職業としての農業体験を受け入れていただける農業者を募集しています。繁忙期の貴重な労働力として活用できるだけでなく、後継者にいい刺激を与えることも期待できます。近い将来、日本の農業を担う可能性のある方達に農業の魅力と皆様の経験を伝えるため、ぜひご協力ください。

※おてつたびとは

人手不足で困っている地域の農家さんなどと、地域に興味がある若者が出会えるウェブマッチングサービスで、「おてつたい」をしに、「たび」をするというイメージです。なお通常のおてつたびのサービスでは、受入れ日数分の報酬(時給)+サービス利用手数料+保険料が必要となりますが、今回千葉市の事業では、おてつたびがサービス利用手数料と保険料を負担します。



おてつたび



<https://otetsutabi.com>

本事業に興味がある方は、下記までお問い合わせください。

農政課企画班 ☎043-245-5757

おてつたび

検索

主な内容

若年層と農業者のマッチング支援事業をはじめます	1頁	今年も、農地の利用状況調査を実施します	4頁
支援メニューが増えました！	2頁	農地を貸してくれる方募集中です	4頁
特定生産緑地指定同意書を至急ご提出ください！	3頁	STOP！ヤミ耕作	5頁
生産緑地の賃借がしやすくなりました	3頁	農地の売買や転用～許可申請はお早めに～	5頁
		収入保険加入促進事業のお知らせ	5頁
		地域ぐるみで鳥獣被害を減らしましょう！	6頁

支援メニューが増えました!

法人の農業参入支援

新規

1 農業法人グループ参入促進支援事業

- 条件** 農業法人と食品加工・流通業者等が連携しグループで参入する場合
- 対象者** 農業法人等
- 補助内容** 新たに賃借した農地の賃借料(5年分)への補助
- 補助率** 1/2以内(下記、農業法人立地促進事業にて補助対象となる部分は除く。)

拡充

2 農業生産力強化支援事業(対象者を食品加工・流通業者等へ拡充)

- 条件** 農業法人と食品加工・流通業者等が連携しグループで参入する場合
- 対象者** 農業法人又は食品加工・流通業者等
- 補助内容** 施設・機械設備への補助
- 補助率** 3/10以内(事業者あたりの上限金額 2,000万円)

※農業法人が生産する作目が奨励品目の場合は、5/10以内以下のとおり今までの支援制度も、引き続き実施しております。



1 農地銀行活動支援事業

千葉市内の優良農地を斡旋・仲介します。
耕作放棄地を借りて参入される場合、再生費用に対する助成があります。

2 農業法人立地促進事業

農業法人を対象に、固定資産税等の一部を補助します。

3 農業生産力強化支援事業

農業法人を対象に、農業施設・機械設備等の一部を補助します。

問い合わせ

農地活用推進課 農地活用班 ☎043-245-5769

耕作放棄地を再生するための経費の支援

新規

- 条件** 農業法人等の参入を条件に、一定規模以上で耕作放棄地を所有する地権者が、農地を再生する場合
- 対象者** 耕作放棄地を所有する地権者
- 補助内容** 農地を再生する費用への補助
- 補助率** 10/10(対象者あたりの上限金額 140万円/1ha)

以下のとおり今までの支援制度も、引き続き実施しております。
耕作放棄地を再生し、生産規模拡大を目指す農業者の皆様へ、再生作業に要する経費を支援します。

- 対象者** 再生作業後、当該農地において5年間以上耕作する、農業者又は農業者等の組織する団体
- 対象事業** 貸借等により当該農地を耕作する者が行う農地の再生作業で、総費用が10a当たり10万円以上の事業。
- 補助率** 1ha未満:1/2 1ha以上:3/4

※再生作業の主体や内容によって、他にも活用可能な補助事業があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

農地活用推進課 農地保全班 ☎043-245-5759

生産緑地をお持ちのみなさんへ

特定生産緑地指定同意書を至急ご提出ください!

特定生産緑地の指定意向を確認する「意向申出書」はすべての方から提出していただいておりますが、「同意書」を提出されていない方が多数いらっしゃいます。

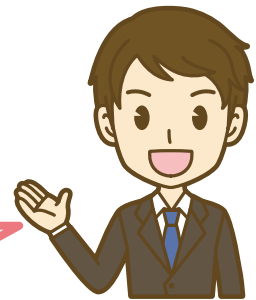
特定生産緑地に指定するためには「同意書」の提出が必要です。
つきましては、特定生産緑地の指定を希望される方で「同意書」を提出していない方は都市計画課へ至急ご提出をお願いします。

「同意書」を提出したのか
不安に思われている方

「同意書」の提出が
間に合わないと思っている方

至急、都市計画課へご相談ください!!

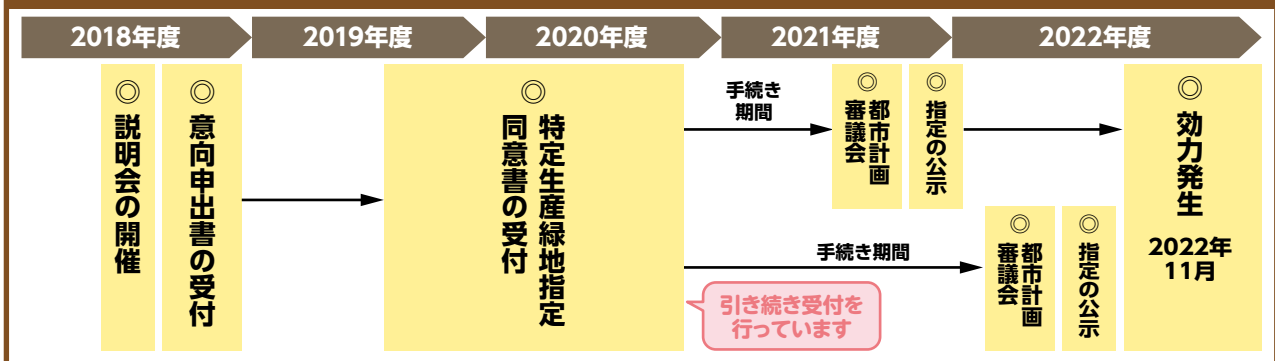
「意向申出書」を提出していても、「同意書」が提出されていなければ特定生産緑地に指定することができません。



「同意書」の提出が遅れると、事務手続き上、特定生産緑地に指定することができなくなることがあります。

ご不明な点がございましたら都市計画課までお問い合わせください。

特定生産緑地指定のスケジュールについて



問い合わせ

都市計画課 都市施設班 ☎043-245-5349

千葉市 特定生産緑地

検索



生産緑地の貸借がしやすくなりました

農地所有者(貸し手)には、こんなメリットがあります。

◎ 契約期間経過後に農地が返ってくるので、安心して農地を貸すことができます。
(農地法による契約の自動更新は適用されません。)

◎ 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができます。

※ 農業者(借受希望者)は、耕作の事業計画を作成して市の認定を受ける必要があります。
事業計画の認定にあたっては、法定の基準を満たす必要があります。詳しくはお問い合わせください。



問い合わせ 農地活用推進課 農地保全班 ☎043-245-5759

今年も、農地の利用状況調査を実施します

農業委員会は、農地法の規定に基づき、遊休農地の発生防止と実態把握のため、今年も農地の利用状況の現地調査を行っています。

調査の結果、遊休農地と判断された農地については、農地利用意向調査を実施します。

この調査は、遊休農地の所有者に対して、当該農地の今後の利用計画をお聞きするもので、自ら利用する意向がない場合は、県の農地中間管理事業や担い手農家への貸付け等を検討していただくこととなります。

また、すでに森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれず「農地」に該当しないと判断した場合は、非農地決定し、土地の所有者、法務局、課税管理課等にその旨をお知らせします。

農地の利用状況調査、遊休農地対策に引き続きご理解とご協力をお願いします。

併せて、この機会に作付け、耕耘、草刈りなど、農地管理の徹底をお願いします。

【問い合わせ】 農業委員会事務局 農地指導班 ☎043-245-5768

農地を貸してくれる方募集中です

本市では、規模を拡大したい担い手に貸し付ける市街化調整区域内的の農地を探しています。「農業からのリタイアを考えている。」「相続した農地の管理に困っている。」「水田をやめて畑に専念したい。」など、貸したい農地がある方は、農地活用推進課又は、千葉県園芸協会(農地中間管理機構(以下機構))にご相談ください。

機構を通じた農地の貸借では、賃料の徴収、支払いも機構が行います。

また、希望する受け手がいる場合もご相談ください。

農地中間管理事業の仕組み (市街化調整区域内的の農地に限ります)



借受け

農地中間管理機構

- ① 農地を借り受けます
- ② 担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます
- ③ 必要に応じて、農地の利用条件を改善します

【事務局】(公社)千葉県園芸協会



貸付け

【問い合わせ】 農地活用推進課 農地保全班

(公益社団法人)千葉県園芸協会 農地部

☎043-245-5759

☎043-223-3011

こんな農地は
ありませんか？

STOP! ヤミ耕作

- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して(借りて)いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して(借りて)いるので、手続きをしていない。
- 手続きがめんどくさいからヤミで貸して(借りて)いる。

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行なわれていた場合、賃借人が賃借権を取得することがあり、いざ農地を売ったり、貸したりする際に、賃借人の同意が必要になったり、離作料を請求されることがあります。

裁判になると、膨大な裁判費用がかかったり貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることになります。

この様なトラブルをなくすためにも、農地の貸し借りは、正規の手続きで!

問い合わせ 農業委員会事務局 農地保全班 ☎043-245-5759

農地の売買や転用

～許可申請はお早めに～

審査日程表	
9月から12月	
審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
9月15日(水)	8月23日(月)～ 8月25日(水)
10月14日(木)	9月21日(火)～ 9月24日(金)
11月15日(月)	10月21日(木)～ 10月25日(月)
12月15日(水)	11月22日(月)～ 11月25日(木)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降(受付日が休日の前日の場合は、翌開庁日)に交付します。

【問い合わせ】
農業委員会事務局 農地審査班 ☎043-245-5767

掛捨て保険料の一部を千葉市が助成します



収入保険加入促進事業のお知らせ

【概要】・条 件:全国農業共済組合連合会の取り扱う収入保険制度に新規に加入すること
・補助率:加入者が負担する初年度掛捨て保険料に要する経費の10分の3以内
(ただし、1,000円未満の端数は切り捨て)

本事業についての問い合わせ先

農業経営支援課 担い手育成班 ☎043-228-6273

収入保険制度についての問い合わせ先

千葉県農業共済組合 けいよう支所 千葉センター ☎043-232-3722

..... 詳しくは、別紙のチラシをご参照ください。

地域ぐるみで鳥獣被害を減らしましょう！

令和2年度の鳥獣による千葉市の農作物の被害金額は約1,500万円で、深刻な状態です。近年では、カラスやハクビシンに加え、イノシシの被害が増えつつあります。イノシシは緑区の板倉町、大椎町、大木戸町、土気町、上大和田町、下大和田町、越智町などに出没し、農作物の食害だけでなく、田畑の掘り起こしなどの被害も発生しています。

地域の皆さんで共通認識を持ち、鳥獣対策に取り組みましょう。



被害を防ぐには ～鳥獣対策の3つの柱～

鳥獣対策は、「捕獲」「防護(侵入防止)」「鳥獣の住みにくい環境管理」の3つを組み合わせることで重要です。とくに「鳥獣の住みにくい環境管理」については、地域ぐるみの対策が必要になります。

※捕獲には免許が必要です。

鳥獣の住みにくい環境管理 ("餌"と"棲み家"を無くす！)

①集落みんなで協力し、徹底して"餌"を取り除きましょう。

収穫しない野菜や果実、間引いた株などは速やかに片づけ、畑や山林に放置しないようにしましょう。収穫しない栗、渋柿などの木は伐採してしまうことも有効です。

②棲み家を無くしましょう。

耕作放棄地や荒れた山林は、鳥獣の棲み家やイノシシの繁殖場所になります。



箱わなで捕獲したイノシシ



集落でのイノシシ対策講習会の様子

千葉市鳥獣被害 防止対策協議会の活動 ～本市の支援策～

現在、鳥獣による農業被害対策については、市、JA、猟友会等で組織する協議会が中心となって、以下の取組みを行っています。

①捕獲・電気柵の設置

鳥獣の種類によって異なりますが、猟友会やJAの協力のもと、主に「箱わな」による捕獲や、田畑への侵入防止対策として「電気柵」を設置しています。

②免許取得への補助

捕獲従事者を確保するため、わな免許を取得する際に必要な経費について一部助成しています。(合格者のみ助成)

③イノシシ対策講習会

イノシシ対策は、地域が一体となって取り組むことが特に重要です。専門家が地域に向き、生息状況の調査や集落診断、技術講習等を行いますので、お問い合わせください。

農作物被害状況調査への協力とイノシシ情報の提供をお願いします。

より有効な鳥獣対策をできるだけ早く行うためには、正確な情報が必要になります。被害にあわれた場合には記録を残し、毎年4月頃に実施している「農作物被害状況調査」へのご協力をお願いします。また、急速に生息域を広げつつあるイノシシについては、緊急性が高いため、農業被害が無くとも、目撃や足跡を発見した場合はご連絡ください。



問い合わせ

農業生産振興課 園芸班(千葉市鳥獣被害防止対策協議会事務局)

☎043-228-6278

千葉市 有害鳥獣

検索



発行・編集／千葉市農業委員会

中央区千葉港2番1号(千葉中央コミュニティセンター 2階)

☎043-245-5769 FAX043-245-5895 Email : nogyo.AG@city.chiba.lg.jp

千葉市 農業委員会だより

検索



百の歴史を、千の未来へ



千葉市制100周年